

平成 29 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	27	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>企業年金は、公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力に基づき、比較的自由的な制度設計を行うことが可能な制度として、普及してきている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>企業年金に関する税制については、掛金拠出時は非課税、資産運用時は特別法人税課税、給付時は課税となっているところであり、特別法人税を撤廃することによって、企業年金の普及及び運営の安定を図る。</p>	
関係条文	地方税法第 51 条第 1 項、第 314 条の 4 第 1 項、地方法人税法 10 条、法人税法第 8 条、第 10 条の 2、第 83 条、第 84 条、第 87 条、第 145 条の 2、第 145 条の 3、第 145 条の 4、租税特別措置法第 68 条の 4	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業年金は、公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力に基づき、比較的自由的な制度設計を行うことが可能な制度として、普及してきている。</p> <p>少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化している中においては、老後に備え、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後とも、企業年金の普及及び運営の安定を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、特別法人税を撤廃することによって、企業年金の普及及び運営の安定を図る。</p> <p>※平成 11 年度から課税停止中（平成 28 年度が課税停止期限）</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>企業年金に関する税制については、掛金拠出時は非課税、資産運用時は特別法人税課税、給付時は課税となっているところ、特別法人税は、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息分を課税するという考えの下、資産額全体に対して課税するものとされている。しかしながら、企業年金等に特別法人税が課税された場合、積立状況の悪化につながり、企業収益や加入者の受給額に影響を与えるなど、企業年金等の普及及び運営の安定の大きな阻害要因となる。このため、特別法人税課税を撤廃し、企業年金の普及及び運営の安定を図る必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		27—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>確定給付企業年金法第一条及び確定拠出年金法第一条においては、「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」とされており、確定給付企業年金法第九十二条及び確定拠出年金法第八十六条においては、「所得税、法人税、相続税並びに道府県民税及び市町村民税の課税について必要な措置を講ずる」とこととされている。</p> <p>政策体系 1. 経済産業 1-1 経済基盤</p>
	政策の達成目標	<p>少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化している中においては、老後に備え、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、企業年金の普及及び運営の安定を図っていく。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>恒久措置を要望</p>
	同上の期間中の達成目標	<p>少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化している中においては、老後に備え、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、企業年金の普及及び運営の安定を図っていく。</p>
	政策目標の達成状況	<p>—</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>企業年金等の制度の加入者（約1,623万人（平成27年度末実績））に影響がある。 なお、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金に係る信託、生命保険等の業務を行う内国法人（主に信託会社、生命保険会社（約25社（平成27年度末。生保協会、信託協会調べ））が特別法人税の納税義務者である。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>特別法人税の課税が撤廃されることにより、企業年金の積立状況の悪化が回避され、企業年金の普及及び運営の安定が図られる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>企業年金については、事業主拠出時の損金算入、給付時の公的年金等控除等、掛金の拠出時及び給付時において、税制上の所要の措置が講じられている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>—</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>—</p>
	要望の措置の妥当性	<p>仮に、特別法人税が課税されれば、企業年金の積立金が減少する。特別法人税を撤廃することにより、企業年金の普及及び運営の安定が図られる。</p>
	ページ	27—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望したところ、各年度において、課税停止が延長されている。
ページ	27—3